サクっと小技　実は冬はダイエットにうってつけの季節。寒さに対抗するために体が基礎代謝を上げてくれるからです。運動して、体を温める食料を摂って、目指せ理想体型！

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は郵便・スマホ・まちなかの証明用写真機から無料でできます。

1 郵便で
① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

2 スマートフォンで
① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
② 個人番号カード交付申請書の2Dコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
③ 画面に従ってご必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

3 証明用写真機で
① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、画面指示のお金を入れて、交付申請書の2Dコードを読み込ませるか、カードリーダーにかざします。
② 画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※「個人番号カード交付申請書」は通知カードと一体となっています。

※対象機械については、マイナンバーカード総合サイトに掲載されています。

マイナンバーカードのパスワードをお忘れなく

【カード取得時に2種類のパスワードを設定します】
①電子証明書のパスワード
半角英数字で6文字以上16文字以下、かつ、数字とアルファベットの混在が必須です。
②利用者証明用のパスワード
4桁の数字です。

ご自身の電子証明書でe-Taxをする際には①の暗証番号が必要となります。

【電子証明書のパスワードを失念してしまった時は】
市区町村の窓口でパスワード初期化申請をし、パスワードの再設定をしてください。

【電子証明書のパスワードがロックしてしまったら】
電子証明書のパスワードを5回連続で間違って入力した場合、パスワードロックがかかってしまいます。
市区町村の窓口でパスワードのロック解除と共にパスワード初期化申請をし、パスワードの再設定をしてください。

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト（https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html）をご確認ください。

祝 本会納税表彰　受彰者

11月14日に開催された小田原税務署及び小田原県税事務所主催の納税表彰式において、次の本会役員の受彰及び受彰者賞が行われました。既におめでとうございます。

また今回、本会は団体として神奈川県知事納税功労表彰を受彰致しました。これもひとえに会員の皆様方のお力添えによるものであり、厚く御礼申し上げます。

東京国税局長表彰	小田原税務署長表彰
岩田邦司氏	大田和俊彦氏 君塚礼介氏
小田原税務署長感謝状	神奈川県知事納税功労表彰
加藤一男氏 栗田重雄氏 小林貞子氏 宮田優氏	上村金平氏 公益社団法人 小田原青色申告会
小田原県税事務所長表彰	
吉村友文氏	

※なお、本会理事であります田村佳江様も、県理士会副支部長として小田原県税事務所長表彰を受彰されました。

小田原税務署からのお知らせ

平成29年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場は 2月16日(金)から開設します。

- 開設期間：平成30年2月16日(金)～3月15日(木)
- 上記の日程以外、税務署には申告書作成会場を開設しておりません。
  年金や給与所得の方は、2月1日(木)より開庁する税理士による無料申告相談などをご利用ください。（土日、祝日及び休日などの臨時所得税相談を除く。）
- 個人事業主の方は、年内から帳簿をまとめて、決算書、収支内訳書の作成を始めましょう。

パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期間のパート・アルバイトを募集しています。
（仕事内容：申告書作成の補助・PCの操作補助・書類の整理等）
詳しくは、国税庁HPをご覧いただくか、次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】小田原税務署　内線204　総務課　杉野　0465-35-4511

小田原税務署　アルバイト　検索

公式ホームページ
イベント、セミナー等の事前受付は時間帯は！本紙のバックナンバーも掲載！
Twitter
おもてなし満載！
Facebook
職場のイベント情報も共有！
インターネットで情報発信中
check!

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○源泉徴収税納期限（税）の納期限

【第5期分】中井町	12月25日(月)
【第7期分】山北町・開成町・箱根町・湯河原町	12月25日(月)
【第7期分】小田原市・南足柄市・大井町	1月4日(木)
【第6期分】松田町	12月28日(木)
【第9期分】真鶴町	12月25日(月)

○介護保険料の納期限

【12月分】小田原市	1月4日(木)
【第6期分】松田町・山北町	12月25日(月)
【第6期分】中井町・大井町	1月4日(木)
【第7期分】開成町・箱根町・湯河原町	12月25日(月)
【第7期分】南足柄市	1月4日(木)
【第9期分】真鶴町	1月4日(木)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限

【12月分】小田原市	1月4日(木)
【第5期分】東海原市	12月25日(月)
【第6期分】松田町	12月28日(木)
【第6期分】南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町	1月4日(木)

○固定資産・都市計画税の納期限

【第3期分】中井町・松田町・湯河原町	12月25日(月)
【第3期分】大井町	1月4日(木)
【第3期分】南足柄市	1月4日(木)
【第3期分】箱根町	12月25日(月)

○固定資産税の納期限

【第3期分】山北町・開成町・真鶴町	12月25日(月)

地域の お店の情報満載！
どこどこ
小田原青色申告会の地元密着検索サイト
どこどこ　小田原　検索
事業者の方！「どこどこ」に登録すれば、あなたのお店・事業を簡単にインターネットで検索できるようになります！
初期費0円
忙しい方、面倒な方も安心！
取材サービス プラン
初期費用 2,000円 ＋ 取材費用 10,000円
どこどこにお店を掲載したいかは TEL 0465-24-2614

県税事務所からのお知らせ

軽油引取税について

【軽油引取税とは】
バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】
特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者など、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】
消費者が軽油を購入した場合、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】
船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、平成30年3月31日までの期、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には厳刑も】
軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇問い合わせ先 小田原県税事務所　問税課　TEL 0465-32-8000㈹

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定 無料相談
要ご予約
問 24-2612

弁護士の法律相談会
10時～12時
12月15日(金)
1月9日(火)
1月19日(金)

弁護士の相続相談会
10時～12時
12月20日(水)
1月17日(水)

税理士の税相談会
14時～16時
12月21日(木)

社労士の年金・社会保険相談会
10時～12時
12月12日(火)
1月16日(火)
2月13日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会
10時～12時
12月28日(木)
1月25日(木)

経営コンサルタントの経営相談会
日時応談
問 24-2614

記帳支援事業（公益目的事業）
記帳処理サービス
経理に不安のある方へ
とってもお得
ぱっちり節税
青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税、国民健康保険料の負担が少なくなります！
お問い合わせ　TEL 0465-24-2614（事業課）　税理士関係の方は税理士にご相談ください

公的年金等を受給されている方へ
所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要になる場合があります!!

確定申告不要制度の対象者
下記の①、②のいずれにも該当する人は確定申告の必要はありません。
① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である
※源泉徴収の対象となる公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市町の窓口にお尋ねください。

ただし、制度対象者でも所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

確定申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください

ご注意　同一内容のご相談は重複してできませんので、ご了承ください。
会場・納税者センター・青色会館

編集長後記｜師走となり、いよいよ税金のシーズンの到来です。12月等では、２月１日からオープンする、当会「確定申告指導会場」の利用に当たっての